

令和元年度（2019年度）前期
ジュニアマイスター顕彰制度実施要項

1. 目的 全国の工業系学科に在籍する生徒が目的を持って意欲的に学習に取り組むことを促すには、生徒が身につけた知識・技術・技能を積極的に評価することが重要である。そこで、本協会では、工業系学科の生徒が職業資格の取得や技術・技能検定の合格を通して、工業に関する知識・技術・技能を習得し、自信と誇りを持って、産業界で活躍できるよう励ますことを目的として、ジュニアマイスター顕彰を実施する。
2. 認定 取得した資格や合格した検定試験および各種競技・コンクール等での優秀な成績等をジュニアマイスター顕彰に係る区分表（以後、「区分表」）から得点に換算して申請を行い、合計した点数が20点以上かつ30点未満を「ジュニアマイスターブロンズ」*、合計した点数が30点以上かつ45点未満を「ジュニアマイスターシルバー」、45点以上を「ジュニアマイスターゴールド」に認定する。
尚、過去にジュニアマイスターの認定を受けた生徒が申請する際も、改めて今期の「区分表」で得点を再計算し条件を満たした場合のみ認定する。

*「ジュニアマイスターブロンズ」については、前期および追加申請期間において認定を行う。「ジュニアマイスターブロンズ」の後期申請期間での受付・認定は行わない。
3. 日程 関係書類のホームページへの公開 6月 3日（月）以降
前期申請期間（協会締切日と違います） 6月17日（月）～7月11日（木）

認定委員会の開催予定日 8月 6日（火）予定
認定証の送付予定日 8月19日（月）前後送付予定
※認定証の送付時期に関する問い合わせは行わないこと
区分表に関する協議書（以後、「協議書」）の提出期間 8月 1日（木）～8月15日（木）
4. 区分表 別紙「ジュニアマイスター顕彰に係わる区分表」に定める。
5. 申請 3. 日程で定めた申請期間に本協会Webサイト上で電子申請を行うこと。

全国高等学校長協会 https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/ のジュニアマイスター顕彰のページに掲載する「電子申請マニュアル」を参照の上、電気科樋口先生より「学校コード」、
「生徒コード」、「パスワード」を発行してもらい、個人所有のスマホ等で電子申請すること。
6. 申請料 1名1申請につき400円
※いかなる場合でも、申請する度に申請料は必要。
※納入済みの申請料はいかなる理由があっても返却しない
（誤った申請により認定されなかった場合も含む）。
7. 認定証 認定委員会において認定された者には、認定証に名入れをして8月19日前後に送付する。但し、名入れに関しては、6文字以内の名前に限る（外字不可、Unicode(UTF-8)）
8. 特別表彰 前期申請期間には受け付けない。後期申請期間に後期の案内文書に従い申請すること。
9. 協議書申請 「協議書」を作成し要項・実績等の必要資料とともに、協議書申請期間中8月1日（木）～8月15日（木）に、工務部主任（電気科吉川先生）まで申請すること。